

## 保険法の見直しに関する中間試案の 取りまとめに向けた議論のためのたたき台（１）

- （前注）１ 保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた検討は，損害保険契約に関する事項，生命保険契約に関する事項，傷害・疾病保険契約に関する事項という順番で行うこととする。
- ２ 部会資料においては，中間試案に盛り込むことになると考えられる事項をすべて取り上げるが，部会での検討は，更に議論を尽くす必要性が高いと考えられる事項（「 」を付した事項）を中心に行うこととする。
- ３ 本資料における資料作成上のルールは，次のとおりである。
- （１）「 」を付した事項 部会において重点的に御審議いただきたいと考えている事項
  - （２）「【各契約共通事項】」を付した事項 各契約に共通する事項（このうち部会において重点的に御審議いただきたい事項については，各契約ごとに検討するのではなく，いずれかの契約のところでもまとめて重点的に検討することを予定している。）
  - （３）本文，（注）及び（後注） 基本的に中間試案に盛り込むことを予定しているもの
  - （４）（問題点） 部会において特に御審議いただきたい検討課題
  - （５）（補足） 本文の規律の変更点や（問題点）に記載した検討課題等を説明するもの

### 第１ 損害保険契約の通則

#### １ 損害保険契約の成立

##### （１）損害保険契約の意義

損害保険契約は，当事者の一方が一定の偶然の事故によって〔相手方又は第三者に〕生ずることのある損害をてん補することを約し，相手方がこれに対して報酬を与えることを約することによって，その効力を生ずるものとする。

（現行商法の関連条文）

第 6 2 9 条 損害保険契約ハ当事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生  
スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フル  
コトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

- (注1) 損害を補填する方法には、金銭の支払のほか、金銭の支払以外の方法による給付（いわゆる現物給付）も含まれる。
- (注2) 「偶然の」という文言については、総則において「保険」の定義規定を設けるかどうかとも関連して、なお検討することとする。また、「報酬を与える」の文言については、単に「保険料を支払う」とすることも考えられるが、生命保険契約の意義における「一定の金額を支払う」の文言とも関連して、なお検討することとする。
- (補足) 損害保険契約は、自己のためにする保険契約においては保険契約者に、第三者のためにする保険契約においては被保険者に、それぞれ生ずることのある損害を補填するものであり、それぞれの場合において保険契約者又は被保険者が被保険利益を有しないときは当該保険契約は無効であるといわれており、これを法文上明確にすることも考えられることから、「相手方又は第三者に」に〔 〕を付しているものである。

## (2) 損害保険契約の目的（いわゆる被保険利益）

損害保険契約は、金銭に見積もることができる利益に限り、その目的とすることができるものとする。

（現行商法の関連条文）

第630条 保険契約ハ金銭ニ見積ルコトヲ得ヘキ利益ニ限り之ヲ以テ其目的ト為スコトヲ得

- (注) 金銭に見積もることができない利益を被保険利益とする損害保険契約は、無効であると考えられる。

## (3) 危険に関する重要な事項についての事実の告知 【各契約共通事項】

（現行商法の関連条文）

第644条 保険契約ノ当時保険契約者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

前項ノ解除権ハ保険者力解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一个月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス契約ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキ亦同シ

第645条 前条ノ規定ニ依リ保険者力契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

保険者ハ危険発生ノ後解除ヲ為シタル場合ニ於テモ損害ヲ填補スル責ニ任セス若シ既ニ保険金額ノ支払ヲ為シタルトキハ其返還ヲ請求スルコトヲ得

但保険契約者ニ於テ危険ノ発生カ其告ケ又ハ告ケサリシ事実ニ基カサルコ  
トヲ証明シタルトキハ此限ニ在ラス

(危険に関する重要な事項についての事実の告知関係前注)

告知義務違反の効果については、現行商法の立場を維持するか、それともいわゆるプロ・ラタ主義を採用するかという問題があるが、どのような立場を採用したとしても、一定の場合には既に発生した保険事故について保険者が保険金支払義務を負わないものとするという効果の点で共通する部分があり、どのような場合にそのような効果を認めるか、保険者はいつまでその効果を主張することができるか等の点でも共通している。

そこで、ここでは、ひとまず義務違反の効果を現行商法と同じく保険者に対する契約の解除権の付与とすることを前提として、義務違反の効果（プロ・ラタ主義や因果関係不存在の場合の特則の採否）以外の点について検討する（プロ・ラタ主義や因果関係不存在の場合の特則の採否については、生命保険契約の成立関係のところでもまとめて検討する。）こととする。

#### ア 告知義務違反による解除の要件

保険者が損害保険契約の締結に際し、保険契約者又は被保険者に対して危険に関する重要な事項（保険者の当該契約を締結するか否か及びその内容についての判断に通常影響を及ぼすべき事項をいう。以下同じ。）につき事実の告知を求めた場合において、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって当該事項について事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、保険者は、損害保険契約の解除をすることができるものとする。

(補足) 1 本文では、[保険法部会資料2](#)の第3の1(4)ア及びイ(ア)の本文及び(注)

1に関する審議を踏まえ、

- (1) いわゆる告知義務を自発的申告義務から質問応答義務とすること
- (2) 損害保険契約の被保険者に対しても告知を求めることができることとする
- (3) 告知義務違反による解除の主観的要件を保険契約者又は被保険者（以下「保険契約者等」という。）に故意又は重大な過失があることとすることを提案している。

2 また、現行商法においては、告知事項が単に「重要ナル事実(事項)」と規定されているが、本文では、「重要な事項」という文言の後の括弧内でこの内容を明確にすることを提案している（[保険法部会資料2](#)の第3の1(4)イ(ア)の(注)2参照）。

この点に関連し、現行商法の「重要ナル事実(事項)」に当たるかどうか

の判断基準については、学説上、いわゆる客観的基準説（あらゆる保険者に共通する危険選択基準による見解）と主観的基準説（個々の保険者の危険選択基準による見解）とがあると解されており、一般に判例は前者の見解に立つといわれている（大判大 4.6.26 民録 21・1044 等）。

本文のように告知義務を質問応答義務とする場合には、質問事項は各保険者が各保険契約の内容に照らして定める引受基準（保険料算定基準）に従って決定することとなると考えられるから、保険者ごとに質問事項が異なることは認めるほかなく、純粋な客観的基準説は採り難いと考えられる。他方で、完全に各保険者の裁量にゆだねるとすると、保険の引受基準として明らかに不合理なものを基に質問事項を決めることもできる（それに対する応答義務違反が解除権の発生原因となる）こととなり、質問応答義務にすることによってかえって保険契約者等の保護に欠ける結果となるおそれもあるから、純粋な主観的基準説も採り難いと考えられる。

そこで、本文では、以上の趣旨を明らかにするために、「通常」という文言によって質問事項が一定の合理性のあるものでなければならないことを明示することを提案している。

3 本文のように告知義務を質問応答義務とする場合には、本文の「事実の告知を求めた」という要件に関連して、保険契約者等が告知を発してから保険契約が成立するまでの間に告知していない事実が保険契約者等に判明し、又は新たな事実が生じて保険契約者等がこれを知った場合には、これらの事実も告知すべき事実に含まれるかが問題となる。この点については、保険契約者等は、別途追加で事実の告知を求められない限り、告知を発する時（告知書を提出し、又は診査医による診査が終わる時）までの事実を告知すれば足りると考えられる（保険契約者等としては、いったん告知をした以上、改めて告知を求められなくても自ら進んで告知をしなければならないという意識に乏しいように考えられる。）。

4 本資料では、契約の解除の効力を将来効としつつ、契約が解除された場合において、その前に保険事故が発生していたときは、保険者は、当該保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わない（因果関係不存在の場合の特則を採用する場合には、保険者が責任を負わないのは一定の場合に限られることとなる。）ことを前提としている。

解除の効力（将来効とすべきか）については、損害保険契約の終了関係のところ、他の解除に関する規律との整合性等を踏まえて検討することとし、保険者が（一定の場合に）責任を負わないことについては、因果関係不存在の場合の特則と併せて、生命保険契約の成立関係のところ、検討することとする。

## イ 解除権の阻却事由

アにかかわらず，保険契約者又は被保険者が事実の告知をせず，又は不実の告知をしたことを保険者が知り，又は過失によって知らなかったときは，保険者は，損害保険契約の解除をすることができないものとする。

(問題点) 第2回会議における審議を踏まえ，本文の規律に加えて，保険法部会資料2の第3の1(4)イ(イ)の「保険者の使用人等のうちいわゆる告知受領権のない者による告知妨害があった場合等」をも解除権の阻却事由とすることとし，例えば，次のような規律を設けることが考えられるが，どうか。また，の場合以外にも解除権を阻却すべき場合はないか，あるいは，の場合であっても解除を認めるべき場合はないか。

保険者から損害保険契約の締結について媒介をすることの委託を受けた者(告知を受ける権限を有しない者に限る。以下同じ。)が保険契約者又は被保険者に事実の告知をしないこと又は不実の告知をすることを勧めた場合その他当該委託を受けた者の責めに帰すべき事由によって保険契約者又は被保険者が事実の告知をせず，又は不実の告知をしたときは，保険者は，損害保険契約の解除をすることができないものとする。

の場合において，保険契約者又は被保険者が事実の告知をせず，又は不実の告知をした経緯その他の事情に照らして保険者のてん補すべき損害の全額のてん補をすることが相当でないときは，裁判所は，これを考慮して，てん補すべき損害の額を定めることができるものとする。

(補足)1 本文の悪意又は過失の対象については，現行商法第644条第1項ただし書の「其事実」の実質的内容を維持するという観点から，同法第645条第2項ただし書の「其告ケ又八告ケサリシ事実」という文言との関係にも留意しつつ，なお検討することとする。

2 (問題点)の では，「保険者から損害保険契約の締結について媒介をすることの委託を受けた者」の責めに帰すべき事由によって保険契約者等が告知義務に違反した場合には，契約の解除権を阻却することを提案している。

「保険者から損害保険契約の締結について媒介をすることの委託を受けた者」には，典型的には，保険業法上の保険会社の保険募集人のうち保険会社のために保険契約の締結の媒介を行うものが当たると考えられる。

この問題については，第2回会議において，いわゆる「告知妨害」といっても様々な事案があり，個別の事案によって事情が異なることを踏まえて検討すべきである旨の指摘がされたところであり，実際にも，保険募集人等に不適当な行為があったことを理由に契約の解除の可否が争われ，解除権の行使は認めつつも，損害賠償の請求を認容し(生命保険契約の事案ではあるが，保険金額が損害額と認定されたものがある。) ，過失相殺をした裁判例もあることからすると，画一的な規律では結論の妥当性を図ることができない事

案もあり得ると考えられる。

そこで、この問題は、告知義務違反があった場合であっても、なお、信義則や当事者間の衡平等に照らして、契約の解除を認めることが相当でないのはどのような場合かという観点から判断されるべき問題であるととらえた上で、において、保険者の契約の解除権を阻却すべき場合として「当該委託を受けた者の責めに帰すべき事由によって保険契約者又は被保険者が事実の告知をせず、又は不実の告知をしたとき」（これに当たるかどうかは、保険契約者等が事実を告知せず、又は不実の告知をした時の諸事情（保険契約者等の側の事情と の委託を受けた者の側の事情）を総合考慮して判断することになると考えられる。）を掲げるとともに、において、契約の解除を認めることが相当でないとされる場合においても、保険者がてん補すべき損害（生命保険契約や傷害・疾病保険契約にあっては、保険者が支払うべき保険金）の額については柔軟に定める余地を認めることを提案するものである。

この の規律は、「定めることができる」としているとおり、てん補すべき損害の額（生命保険契約及び傷害・疾病保険契約にあっては、保険金額）から常に何らかの控除をしなければならないわけではなく、事案によってはてん補すべき損害の額（保険金額）の全額を支払うこととすることも許容する趣旨である。

なお、第2回会議において、保険契約者等が保険募集人に告知受領権があると考えている場合もあるとの指摘がされたところであり、このような場合の中にも契約の解除を認めることが相当でない事案もあると考えられるが、そのような場合は、 に当たることになると考える余地もあろうし、そもそも、事案によっては、「告知をしていないこと」について保険契約者等は悪意ではなく、告知をしたと考えたこと（告知をしていないことを知らないこと）について重過失もない等ということができるようにも考えられる（このように考えれば、告知義務違反の要件を満たさないことになるから、そもそも解除権自体が発生せず、解除権の阻却は問題とならない。）。

## ウ 解除権の除斥期間

アによる解除権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。損害保険契約の成立の時から5年を経過したときも、同様とするものとする。

（危険に関する重要な事項についての事実の告知関係後注）

アからウまでの規律及びイの（問題点）に記載した規律に反する特約〔で保険契約者又は被保険者に不利なもの〕は、無効とするものとする。

いわゆる企業保険については任意規定とすべきであるとの指摘に関連して、具体的にどのような場合に、どのような理由によって、各規律と異なる特約を許容する必要があるか。また、「企業保険」を法文上どのように定義付けるべきか。

(補足) 1 では、各規律を強行規定とすることを提案している。

の「反する特約〔で保険契約者又は被保険者に不利なもの〕」に当たるかどうかは、保険法の各規律と異なる特約であって、保険契約者等の権利を制限し、又は義務を加重するものかどうかによって判断されるべき(当事者の理解力や取引経験その他の契約が締結された時の事情は考慮されない)と考えられる。

(1) アについて

この規律を強行規定とする場合、解除の要件を緩和すること、例えば、質問事項を拡大すること(法律が定めていない質問事項について事実の告知を求め、当該事項について事実の告知をせず、又は不実の告知をした場合に、告知義務違反を理由として契約の解除をすることができるものとする)、保険契約者又は被保険者以外の者に応答義務を課し、これを前提として契約の解除をすることができるものとする、保険契約者又は被保険者に軽過失があるにすぎない場合にも契約の解除をすることができるものとするは許容されないことになる。

(2) イ及びその(問題点)に記載した規律について

イの規律を強行規定とする場合、解除権の阻却事由を狭めること、例えば、保険者に軽過失がある場合にも契約の解除をすることができるものとするは許容されないことになる。

また、イの(問題点)に記載した規律を強行規定とする場合、(問題点)の に記載した場合に保険者が契約の解除をすることができるものとする、によって定められる金額より少ない金額を支払う旨を保険契約の締結時に約定することは許容されないことになる。

(3) ウについて

この規律を強行規定とする場合、1か月又は5年よりも長い期間の除斥期間を定めることは許容されないことになると考えられる(ただし、学説上は除斥期間を延長する旨の合意も有効であると解する見解もある。 )。

2 では、第2回会議において、いわゆる企業保険については、告知義務に関する規律を任意規定とすべきであるとの指摘がされたことから、このような考え方の採否とともに、「企業保険」の意義についても問題提起している。

企業保険について、ア及びイの各規律を任意規定とするのであれば、どのような場合にそれぞれのどの部分について異なる特約をする必要があ

るのか、そのような異なる特約を許容する合理性はあるのかについて検討する必要があると考えられる(国際海上物品運送法第15条第1項参照)。

なお、ウの規律及びイの(問題点)に記載した規律については、企業保険であるからといって、その適用を除外すべき理由はないと考えられる。

3 また、企業保険についてだけ任意規定とする場合には、「企業保険」を法文上どのように定義付けるべきかについても検討する必要がある。

この点について、主体や行為の属性によって規律の適用関係を区別している先例としては、例えば、法人であるかどうかによって区別するもの(民法)、「事業者」であるかどうかによって区別するもの(消費者契約法)、契約が当事者のために商行為となるかどうかによって区別するもの(割賦販売法)等がある。これ以外にも、保険契約の種類、危険の内容や程度等によって区別することも考えられるが、いずれにしても、この区別を法律上明確、かつ、漏れのない形で規定することが可能かどうかについて検討する必要がある。

(参考)

国際海上物品運送法(昭和32年法律第172号)

(特約禁止)

第15条 第三条から第五条まで、第八条、第九条又は第十二条から前条までの規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、また同様とする。

2 前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。

3 第一項の規定は、運送品の船積前又は荷揚後の事実により生じた損害には、適用しない。

4 前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に對抗することができない。

民法(明治29年法律第89号)

(貸金等根保証契約の保証人の責任等)

第465条の2 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であつてその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2・3 (略)

消費者契約法(平成12年法律第61号)

(定義)

第2条 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のため



に契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

2 この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

割賦販売法（昭和36年法律第159号）

（契約の解除等の制限）

第5条 割賦販売業者は、割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約について賦払金（第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約にあつては、弁済金。以下この項において同じ。）の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、賦払金の支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又は支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

3 前二項の規定は、割賦販売の方法により指定商品を販売する契約（連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約を除く。）であつて購入者のために商行為となるものについては、適用しない。

#### (4) 第三者のためにする損害保険契約 【各契約共通事項】

第三者が被保険者であるときは、その第三者は、当然に損害保険契約の利益を享受するものとする。

（現行商法の関連条文）

第647条 保険契約ハ他人ノ為メニモ之ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ保険契約者ハ保険者ニ対シ保険料ヲ支払フ義務ヲ負フ

第648条 保険契約者力委任ヲ受ケスシテ他人ノ為メニ契約ヲ為シタル場合ニ於テ其旨ヲ保険者ニ告ケサルトキハ其契約ハ無効トス若シ之ヲ告ケタルトキハ被保険者ハ当然其契約ノ利益ヲ享受ス

（問題点） 保険契約者が被保険者から委任を受けないで損害保険契約を締結したときは、保険契約者〔又は保険者〕は、被保険者に対し、その旨及びその内容を知らせなければならないものとするのが考えられるが、どうか。

（注1） 現行商法第647条の規定（損害保険契約は第三者のためにも締結することができるとの規律及びその場合に保険契約者が保険料支払義務を負うとの規律）は、民法上当然のことを規定したものであると考えられることから、これに相当する規律は設けないものとする（本資料では、損害保険契約の意義において、第三者のためにも損害保険契約を締結することができることを前提として「相手方又は第三者に」という文言を追加することを提案しており（(1)の（補足）参照）、同条前段の実質的内容がこれによって規定されることになるということもできる。）

(注2) 現行商法第648条前段の規定(保険契約者が委任を受けないで第三者のために契約を締結した場合においてその旨を保険者に告げなかったときの規律)は、一律に契約を無効とする必要はないと考えられることから、削除するものとする。

(注3) 本文の規律に反する特約〔で保険契約者又は被保険者に不利なもの〕は、無効とするものとする。

(補足)1 (問題点)では、第三者である被保険者に対する情報提供の在り方について問題提起している。

損害保険契約の被保険者は、保険事故が発生した場合には保険金を請求し、これを受け取ることができる立場にあるところ、被保険者において保険契約が締結されたことを知らない場合には、保険金の請求の時機を逸してしまいかねないという問題があるように考えられるし、そもそも知らないところで自己を被保険者とする損害保険契約が締結されていること自体好ましいことではないとの指摘も考えられる。また、第三者である被保険者にも通知義務(商法第657条第2項、第658条)及び損害防止義務(同法第660条)が課されており、これらの義務に違反した場合には保険者の免責等の効果が生ずることもあることなどから、被保険者に対して少なくとも契約が締結されたことを知らせる必要があると考えられる。この点に関連し、(注2)では、現行商法第648条前段の規定を削除することを提案しているが、この規定については、被保険者に対して保険契約が締結されたことを知らせる機会を保険者に与えることによって、被保険者に通知義務や損害防止義務を履行させることがその趣旨の一つとして挙げられることがあり、同条前段の規定を削除することとする場合には、(問題点)のような規定を設けることによって、このような趣旨を維持する必要があるとも考えられる。

そこで、実務上、第三者である被保険者に対して保険契約者又は保険者からどのような情報提供がされているのかも踏まえ、被保険者に対する情報提供の在り方について検討する必要があると考えられる(これは、第7回会議において審議された(団体)生命保険契約における被保険者に対する情報提供の在り方(保険法部会資料7)の第5の9の(補足)の( )参照)との関連性に留意しつつ検討する必要がある。 )。

(問題点)においては、一つの考え方として、保険契約者が被保険者から委任を受けないで損害保険契約を締結したときは、保険契約者〔又は保険者〕が被保険者に対して契約締結の事実とその内容を知らせなければならないものとすることを提案している。このような考え方を採用する場合には、保険契約者〔又は保険者〕がこれをしなかった場合の効果についても検討する必要がある。

なお、このような規律を設けることとしても、別途の代替手段が講じられて

いる場合には改めて被保険者に知らせる必要はないと考えられる。

2 (注3)では、本文の規律を強行規定とすることを提案している。

本文の規律は、第三者のためにする契約における権利の発生要件である受益の意思表示(民法第537条第2項)を不要とすることを定めたものであり、これにより、第三者である被保険者の権利は保険契約の成立時に発生することになるといわれている(同条第1項参照)が、これらが保険契約の特質から導かれる要請であるとすれば、これと異なる特約(被保険者の受益の意思表示を必要としたり、被保険者の権利の発生時期を契約成立の後としたりすること)を許容する必要はないと考えられる。

(5) 損害保険契約の成立前から保険者が責任を負う旨の定め(いわゆる遡及保険) 【各契約共通事項】

損害保険契約でその成立前に生じた保険事故について保険者が責任を負う旨を定めた場合において、その成立時に保険者において保険事故が発生していないことを知り、又は保険契約者若しくは被保険者において保険事故が発生していることを知っていたときは、当該契約のうちその成立前から保険者が責任を負う旨を定める部分について、無効とするものとする。

(現行商法の関連条文)

第642条 保険契約ノ当時当事者ノ一方又ハ被保険者カ事故ノ生セサルヘキコト又ハ既ニ生シタルコトヲ知レルトキハ其契約ハ無効トス

(問題点) 保険契約者の申込みの通知から保険契約の成立までの間に時間的間隔がある場合を念頭に置いて、本文の規律のほかに、次の規律を設けることで、どうか。

本文の規律にかかわらず、保険契約の申込みの通知から保険契約の成立までの間に生じた保険事故について保険者が責任を負う旨を定めたときは、その定めは効力を有するものとする。

本文の規律にかかわらず、申込みの通知より前に生じた保険事故について保険者が責任を負う旨を定めたときは、保険契約の申込みの通知を発した時に保険者において保険事故が発生していないことを知り、又は保険契約者又は被保険者において保険事故が発生していることを知っていたときは、当該契約のうちその成立前から保険者が責任を負う旨を定める部分について、無効とするものとする。

(注1) 本文の規律によって損害保険契約が無効とされる場合の保険料の返還については、(6)参照。

(注2) 本文の規律に反する特約〔で保険契約者又は被保険者に不利なもの〕は、無

効とするものとする。

(補足) 本文では、保険法部会資料2の第3の1(1)に関する審議を踏まえ、いわゆる遡及保険に関する規律を設けることを提案している。

現行商法第642条は、保険契約の成立の時に保険者、保険契約者又は被保険者のいずれかが保険事故の未発生又は既発生を知っていたときは、その契約は無効とすると規定しているところ、本文は、これが遡及保険の定め効力に関する規律であることを明確にしつつ、現行商法が契約を無効としている場合のうち明らかに無効とする必要のない場合(保険契約者又は被保険者だけが保険事故が発生していないことを知っていた場合及び保険者だけが保険事故が発生していることを知っていた場合)を無効とする規律の対象から外すこととするものであるが、(問題点)に記載の規律と合わせて、遡及保険の定めが有効となる場合を正面から規律する方向で、なお検討する必要がある。

また、(問題点)では、保険契約者の申込みの通知から保険契約の成立までの間に時間がある場合を念頭に置いた規律の在り方について問題提起している。

このような場合には、申込みの通知を発する時には保険者、保険契約者及び被保険者は保険事故の未発生又は既発生を知らなかったものの、その後保険契約が成立する時までの間に知ることになる場合も生じ得るところであり、保険契約の成立時を基準に知不知を問題とするのでは、結論が不合理となることも考えられる(保険法部会資料2の第3の1(1)の(補足)では、責任遡及条項を例として挙げたが、理論上は損害保険契約においても同様の定めをすることがあり得るし、それよりも更に前から保険者が責任を負う旨を定める場合にも同じ問題がある。)

そこで、(問題点)では、本文の規律のほかに、このような場合を念頭に置いた規律を設けることを提案しており、まず、 では、保険契約の申込みの通知から保険契約の成立までの間に生じた保険事故について保険者が責任を負う旨を定めたとき(例えば、保険契約の申込み後一定の時期以降だけに責任を負う旨を定めた場合もこれに当たるし、契約の申込みより前に生じた保険事故について保険者が責任を負う旨を定めた場合における申込後の部分についても同様に考える必要がある。)は、その定めは効力を有することとしている。なお、申込みの通知を発した時を基準にすると、その後は将来のことであり、その後保険契約の成立時までの保険事故の発生等について知不知を問題にする余地はなく、これを問題としなくとも、保険料又は保険金の詐取を防止する等という現行商法第642条の趣旨としていわれていることは実現することができると思われる。

次に、 では、申込みの通知より前に生じた保険事故について保険者が責任を負う旨を定めたときは、保険契約の申込みの通知を発した時を基準として本文の規律の適用の有無(保険者、保険契約者又は被保険者の知不知)を判断す

ることを提案している。これは、上記のような趣旨を実現するためには、保険契約者が申込みの通知を発した時を知不知の基準とすれば足りると考えられることによるものである。

(6) 損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

保険法部会資料 8 の第 7 の 1 参照

( 現行商法の関連条文 )

第 6 4 3 条 保険契約ノ全部又ハ一部力無効ナル場合ニ於テ保険契約者及ヒ被保険者力善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ保険者ニ対シテ保険料ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

( 補足 ) 保険法部会資料 8 の第 7 の 1 に関する議論を踏まえ、生命保険契約の成立関係のところでまとめて検討することとする。

( 損害保険契約の成立関係後注 )

保険法において保険契約の募集に関する規律を設けるべきであるとの考え方について、どのように考えるか。この点に関連し、保険契約の募集時に、保険者又は保険募集人等に違法行為があった場合の損害賠償の範囲について、どのように考えるか。

【各契約共通事項】

( 参考 )

民法 ( 明治 2 9 年法律第 8 9 号 )

( 債務不履行による損害賠償 )

第 4 1 5 条 債務者はその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

( 損害賠償の範囲 )

第 4 1 6 条 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

( 不法行為による損害賠償 )

第 7 0 9 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

( 使用者等の責任 )

第 7 1 5 条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

保険業法 ( 平成 7 年法律第 1 0 5 号 )

( 所属保険会社等の賠償責任 )

第283条 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 所属保険会社等の役員である保険募集人（生命保険会社にあつては、当該役員の使用人である生命保険募集人を含む。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該役員の選任について相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

二 所属保険会社等の使用人である保険募集人（生命保険会社にあつては、当該使用人の使用人である生命保険募集人を含む。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該使用人（生命保険会社の使用人の使用人を除く。）の雇用について相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

三 所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社等が当該特定保険募集人の委託をするについて相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

3 第一項の規定は、所属保険会社等から保険募集人に対する求償権の行使を妨げない。

4 （略）

金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）

（金融商品販売業者等の損害賠償責任）

第5条 金融商品販売業者等は、顧客に対し第三条の規定により重要事項について説明をしなければならない場合において当該重要事項について説明をしなかったとき、又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行ったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

（損害の額の推定）

第6条 顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったことによつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。

特許法（昭和34年法律第121号）

（損害の額の推定等）

第102条 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

3 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所

は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

## 2 損害保険契約の効力・変動

### (1) 保険証書の交付・記載事項 【各契約共通事項】

保険者は、損害保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に対し、保険証書を交付しなければならないものとする。

保険証書には、次に掲げる事項を記載し、保険者がこれに署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

- (ア) 保険の目的物
- (イ) 保険事故
- (ウ) 保険価額を定めたときは、その価額
- (エ) 保険金額
- (オ) 保険料及びその支払の方法
- (カ) 保険期間
- (キ) 保険契約者の氏名又は名称
- (ク) 被保険者の氏名又は名称
- (ケ) 保険契約締結の年月日
- (コ) 保険証書作成の年月日

(現行商法の関連条文)

第649条 保険者ハ保険契約者ノ請求ニ因リ保険証券ヲ交付スルコトヲ要ス  
保険証券ニハ左ノ事項ヲ記載シ保険者之ニ署名スルコトヲ要ス  
一 保険ノ目的  
二 保険者ノ負担シタル危険  
三 保険価額ヲ定メタルトキハ其価額  
四 保険金額  
五 保険料及ヒ其支払ノ方法  
六 保険期間ヲ定メタルトキハ其始期及ヒ終期  
七 保険契約者ノ氏名又ハ商号  
八 保険契約ノ年月日  
九 保険証券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

(注1) 現行商法第649条の「保険証券」の名称を「保険証書」に改めることとしている。

(注2) 本文の規律に反する特約も、有効とするものとする。

(補足) 保険法部会資料2の第3の1(2) (ア)では「保険者の負担した危険」としてい

たが、第1回会議において、この文言は消費者にとって分かりにくい旨の指摘があったことや、商法第649条第2項第2号の「保険者ノ負担シタル危険」は、一般に、保険事故を意味するといわれていることから、本文（イ）では「保険事故」とすることとしている。

（注2）では、本文の規律を任意規定とすることを提案している。本文の規律を任意規定とする場合、例えば、保険証書を交付しないこととする特約や、その記載事項を本文と異なることとする特約、保険証書を書面で交付する方法に代えて、その記載事項を電磁的方法によって提供することとする特約も許容されることになると考えられる。

## (2) 保険料請求権の消滅時効 【各契約共通事項】

保険料請求権は、1年間これを行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

（現行商法の関連条文）

第663条 保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

（注） 本文の規律の性質（任意規定か強行規定か）については、保険金請求権の消滅時効に関する規律とも関連して、なお検討することとする。

## (3) 危険の増加 【各契約共通事項】

（現行商法の関連条文）

第656条 保険期間中危険力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険契約ハ其効力ヲ失フ

第657条 保険期間中危険力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但し其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

前項ノ場合ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ危険ノ著シク変更又ハ増加シタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク之ヲ保険者ニ通知スルコトヲ要ス若シ其通知ヲ怠リタルトキハ保険者ハ危険ノ変更又ハ増加ノ時ヨリ保険契約カ其効力ヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得

保険者カ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危険ノ変更若クハ増加ヲ知リタル後遅滞ナク契約ノ解除ヲ為ササルトキハ其契約ヲ承認シタルモノト看做ス

### ア 通知義務及び通知義務違反がある場合の規律

（危険の増加関係前注）

通知義務違反の効果については、告知義務違反の効果と同じ問題がある（第1



の1(3)の(危険に関する重要な事項についての事実の告知関係前注)参照)が、ここでは、ひとまず保険者に対する契約の解除権の付与とすることを前提としている(プロ・ラタ主義や因果関係不存在の場合の特則の採否については、生命保険契約の成立関係のところでもまとめて検討することとする。)

損害保険契約の締結後、当該契約の締結に際して保険者から告知を求められた危険に関する重要な事項についての事実のうち、保険者から通知を求められたものに変更が生じたことによって危険が増加した場合において、保険契約者又は被保険者がそのことを知ったときは、保険契約者又は被保険者は、遅滞なく、保険者に対し、そのことを通知しなければならないものとする。

保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によってによる通知をせず、又はに定める危険の増加に関して不実の通知をしたときは、保険者は、損害保険契約の解除をすることができるものとする。

(注1) 現行商法第656条は、保険契約者等の責めに帰すべき事由による危険の増加の場合には契約が当然に失効すると規定しているが、これに相当する規律は、設けないものとする。

(注2) 現行商法第656条及び第657条の規律のうち危険の変更に関する部分は、削除するものとする。

(補足)1 本文の通知の時期については、危険が増加する前にあらかじめ通知をしなければならないものとするべきであるかどうかという問題(保険法部会資料3の第3の3(1)アの(注)参照)もあるが、この問題は、危険が増加した後いまだ通知義務違反とはならない期間内に発生した保険事故について保険者が保険金支払義務を負うかどうかという問題に集約されるとも考えられることから、事前の通知義務を課すという考え方は採用しないことを前提としつつ、通知義務違反がない場合の規律の在り方について、別途イ(問題点)において問題提起している。

2 本資料では、契約の解除の効力を将来効としつつ、契約が解除された場合において、その前に保険事故が発生していたときは、保険者は、当該保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わない(因果関係不存在の場合の特則を採用する場合には、保険者が責任を負わないのは一定の場合に限られることとなる。)ことを前提としている。これについては、第1の1(3)アの(補足)4参照。

## イ 通知義務違反がない場合の規律

アのに定める危険の増加があった場合において、次に掲げるときは、

保険者は、保険契約者に対し、将来に向かって保険料の増額その他の契約内容の合理的な変更を請求することができるものとする。

一 保険契約者又は被保険者が遅滞なくアの による通知をしたとき。

二 保険契約者又は被保険者が遅滞なくアの による通知をせず、又はアの に定める危険の増加に関して不実の通知をしたことについて故意又は重大な過失がなかったとき。

アの に定める危険の増加があった場合において、増加した危険が損害保険契約の締結時に存在していたとすれば保険者が当該契約を締結していなかったと認められるときは、保険者は、当該契約の解除をすることができるものとする。

(問題点) 通知義務違反がない場合において危険が増加した後に保険事故が発生していたときは、一定の場合(例えば、増加した危険と発生した保険事故との間に因果関係がある場合)に保険者が免責され、又は事後的に保険者が増加した危険に対応する保険料を徴収することができる(保険金の額から当該保険料の額を控除することができる)ものとする。この点について、どのように考えるか。

(補足) 1 本文 は、通知義務違反がない場合において保険契約を存続させることが可能なときの規律であり、第2回会議において、この場合には契約の存続の余地を認めるべきであるとの指摘がされたことを受け、保険法部会資料3の第3の3(1)イ(1)の とは異なり、保険者は保険料の増額その他の契約内容の変更を保険契約者に請求することができるものとすることを提案している。

この「請求」の法的性質は形成権であって、保険料の額や契約内容について、保険者による一方的な意思表示による変更を認めることとなるが、保険契約者としては、契約を継続することを望まない場合には、契約の任意解除をすることができるから、不都合は生じないとも考えられるが、一方的な意思表示によって契約内容の変更をもたらすという効果を規定することの当否等について、なお検討する必要がある。

なお、本文 では、保険料の増額等の効果は将来に向かって生ずることとしているが、これについては、(問題点)と関連して、なお検討する必要がある。

本文 は、通知義務違反がない場合において保険契約を存続させることができないときの規律であり、この場合には保険者は保険契約の解除をすることができるものとすることを提案している(この範囲では、保険法部会資料3の第3の3(1)イ(1)の の規律は維持されていることとなる。)

2 (問題点)では、通知義務違反がない場合において危険が増加した後に保険事故が発生していたときに保険者が保険金支払義務を負うかどうか等について、問題提起している。

この問題については、保険法部会資料3の第3の3(1)イ(1)の では、保険者は常に責任を負うものとする提案をしたところであるが、これに対しては、アの(補足)1に記載した通知の時期と関連して、危険が増加した後遅滞なく通知すれば足りるとすると、保険者はその遅滞のない期間内は、増加した危険に応じた保険料を受領していないにもかかわらず、増加した危険に基づく保険事故についても損害をてん補しなければならないこととなり、保険契約を全体として見た場合に、保険料の額を維持することが困難となる等との指摘がされたところである。

この指摘は危険の増加の制度趣旨に照らしても合理的な指摘と考えられることから、この指摘を踏まえつつ、かつ、通知をするインセンティブを失わせないように、通知義務違反がある場合の効果とない場合の効果とに差を設けることを前提に考える必要がある。

(問題点)では、考え方の例として、増加した危険と発生した保険事故との間に因果関係がある場合には保険者が免責されとすること(ただし、その証明責任は保険者に課することが考えられる。)や、事後的に保険者が保険料を追加徴収することができる(保険金の額から保険料の額を控除することができる)とすることを掲げているが、通知義務違反がある場合の規律との関係に留意しつつ、検討する必要があると考えられる。

3 本資料では、契約の解除の効力を将来効とすることを前提としている。  
これについては、第1の1(3)アの(補足)4参照。

## ウ 解除権の除斥期間

アの 及びイの による解除権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。アの に定める危険の増加があった時から5年を経過したときも、同様とするものとする。

(注) イの の規律において、増額請求の効果を遡及効とする場合には、保険料の増額等の請求権の除斥期間を定める必要性についても、検討する必要がある。

### (危険の増加関係後注)

アからウまでの規律に反する特約〔で保険契約者又は被保険者に不利なもの〕は、無効とするものとする。

いわゆる企業保険については任意規定とすべきであるとの指摘に関連して、具体的にどのような場合に、どのような理由によって、各規律と異なる特約を許容する

必要があるか。

(補足) では、各規律を強行規定とすることを提案している。

(1) アについて

アの の規律を強行規定とする場合、通知事項を拡大すること(法律が定めていない事項について通知を求め、通知をせず、又は不実の通知をした場合に、通知義務違反を理由として契約の解除をすることができるものとする)は許容されないことになる。

アの の規律を強行規定とする場合、解除の要件を緩和すること、例えば、保険契約者に軽過失があるにすぎない場合にも契約の解除をすることができるものとする、保険契約者又は被保険者以外の者に通知義務を課し、これを前提として契約の解除をすることができるものとするは許容されないことになる。

(2) イについて

イの 及び の規律を強行規定とする場合、 の各号に列記した場合に契約の解除をすることができるものとするは許容されない( の場合に限り契約の解除が認められる)ことになる。

(3) ウについて

この規律を強行規定とする場合、1か月又は5年よりも長い期間の除斥期間を定めることは許容されないことになると考えられる(ただし、1(3)の(危険に関する重要な事項についての事実の告知関係後注)の(補足)1(3)参照)。

(4) 危険の減少 【各契約共通事項】

損害保険契約の締結後、(3)アの に定める事実に変更が生じたことによって危険が減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって保険料の減額を請求することができるものとする。

(現行商法の関連条文)

第646条 保険契約ノ当事者カ特別ノ危険ヲ斟酌シテ保険料ノ額ヲ定メタル場合ニ於テ保険期間中其危険カ消滅シタルトキハ保険契約者ハ将来ニ向テ保険料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

(注1) 現行商法第646条は、特別の危険をしんしゃくして保険料の額が定められた場合において、危険が消滅したときは、保険契約者は将来に向かって保険料の減額を請求できると規定しているが、本文は、危険の増加に関する規律との均衡等から、特別の危険をしんしゃくし、かつ、それが消滅した場合に限ることなく、現行商法の規律の内容を一般化し、危険が減少した場合に関する規律に改めるものである。

(注2) 本文の規律に反する特約〔で保険契約者又は被保険者に不利なもの〕は、無効とするものとする。

(注3) いわゆる企業保険については任意規定とすべきであるとの指摘に関連して、具体的にどのような場合に、どのような理由によって、本文の規律と異なる特約を許容する必要があるか

(補足) 1 本文の規律に関し、保険料の減額請求の効果が生じる時期について検討する必要がある。

この点、現行商法第646条は保険料の減額請求に関する規定であり、その効果は将来に向かって生ずると規定しているが、危険の減少と裏腹の関係にある危険の増加については、契約が解除された場合においてその前に保険事故が発生していたときは、(一定の場合に)保険者が免責されるかどうかについて検討することとしており(3)アの(補足)2、イの(問題点)参照)、仮にこのように考える(危険が増加した時からその効果が生ずることとする)とすると、危険の減少についても、保険契約者が保険料の減額を請求した場合には、危険が減少した時から保険料の減額請求の効果が生じるものとするべきとも考えられる。

2 保険料の返還に関する規律については、損害保険契約の終了関係のところまでまとめて検討することとする。

3 (注2)では、本文の規律を強行規定とすることを提案している。

本文の規律を強行規定とする場合、本文の場合に保険料の減額を請求することはできないものとする、保険料の減額請求権の効力を制限することは許容されないことになる(なお、個人の死亡保険契約のように、危険の増加の通知を求めていることによって危険の増加に関する規律の適用がない契約においては、合わせて危険の減少に関する規律の適用を除外することは強行規定性に反しない。)

(5) 保険金額が保険価額を超える場合の保険料等の減額請求(いわゆる超過保険を含む)

保険金額が保険価額を超えている場合において、保険金額を当該保険価額まで減額すれば保険料も減額することとなるときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって保険金額及び保険料の減額を請求することができるものとする。

損害保険契約の成立の時に保険金額が保険価額を超えていた場合において、保険金額を当該保険価額まで減額すれば保険料も減額することとなるときは、保険契約者は、保険者に対し、保険金額及び保険料の減額を請求することができるものとする。ただし、保険契約者が損害保険契約の成

立の時にこのことを知っていたときは、この限りでないものとする。

による保険金額及び保険料の減額は、損害保険契約の成立の時にさかのぼって、その効力を生ずるものとする。

(現行商法の関連条文)

第631条 保険金額が保険契約の目的の価額を超過した部分については、その超過部分については、保険契約は無効とする

第637条 保険価額が保険期間中著しく減少した部分については、保険契約者又は保険者に対して、保険金額及び保険料の減額を請求する権利を得るが、保険料の減額は将来にわたってその効力を生ずるものとする

(問題点) 1 保険者からの保険金額等の減額請求又は保険契約者に対する保険料等の減額請求の催告等を認めることについて、どのように考えるか。

2 本文のただし書に関し、保険契約者が重大な過失により保険金額が保険価額を超えていることを知らなかった場合には、保険料等の減額請求を認めないものとするについて、どのように考えるか。

(注) 本文の規律に反する特約〔で保険契約者又は被保険者に不利なもの〕は、無効とするものとする。

(補足) 1 保険法部会資料4の第4の1(3)アでは、従来からの立法論を踏まえ、いわゆる超過保険の場合でも、超過部分の保険契約を当然に無効とはしないこととし、保険契約者が将来に向かって保険金額及び保険料を減額することができるものとする案を提案したところ、第3回会議においては、超過部分の保険契約を一律に無効とする現行商法の規律については改めるべきであるとの意見があった一方で、超過保険であることを保険契約者が知らなかった場合には、将来分の保険料の減額だけでなく過去分の保険料の返還も認めるべきであるとの意見や、錯誤を理由に超過部分の保険契約の無効を主張する余地があるとしても、民法の一般法理にゆだねるのではなく、超過保険における保険料返還の要件を保険法で具体的に規定すべきであるとの意見等があった。

そこで、本文では、超過部分の保険契約を無効としない考え方を基本的に維持した上で、 において、保険金額が保険価額を超える場合に保険契約者が将来に向かって保険金額及び保険料の減額請求ができるものとし、 及び において、保険契約の成立時に保険金額が保険価額を超えていた場合には、この点につき善意の保険契約者は、保険契約の成立時にさかのぼって保険金額及び保険料の減額請求ができるものとする考え方を提案している。

この考え方によれば、保険契約の成立時に保険金額が保険価額を超えていた場合でも、超過部分の保険契約は当然に無効とならないため、保険契約の成立後に保険価額が上がった場合には、保険契約者(又は被保険者)は、当初の保険価額を超えて保険事故発生時の保険価額まで損害のてん補を受けることが

できることになる。また、保険契約者は、本文 により、将来に向かって保険金額及び保険料の減額請求をすることができるほか、保険契約の成立時に超過保険であることにつき善意であった場合には、本文 及び により、保険契約の成立時にさかのぼって保険金額及び保険料の減額請求をすることができ、この場合には、保険契約者は、保険者に対し、不当利得返還請求権に基づき超過部分の保険料の返還を請求することができることになる。

保険契約者は、本文 の場合には減額請求権を行使する時点の保険価額を下限として、本文 の場合には保険契約の成立時の保険価額を下限として、それぞれ任意に選択する金額まで保険金額の減額請求をすることができることになる。

本文 は、将来に向かって保険料等を減額するものであるため、保険事故が発生することにより当然に保険契約が失効することとなる場合には、保険事故の発生前に減額請求権を行使しなければならないことになるが、本文 は、保険契約の成立時にさかのぼって保険料等を減額するものであるため、保険事故の発生後であっても保険料等の減額請求をすることができることになる。

なお、第3回会議においては、保険契約の成立時に保険金額が保険価額を超えていた場合には、保険契約者がこの点につき悪意の場合を除き、超過部分の保険契約を無効としてはどうかとの指摘もあったところであるが、この考え方によれば、超過保険であることにつき善意の保険契約者は、保険者に対し、不当利得返還請求権に基づき超過部分の保険料の返還を請求することができることになる一方で、保険契約の成立後に保険価額が上がった場合には、保険契約者（又は被保険者）は、当初の保険価額を超えて損害のてん補を受けることはできず、しかもこの場合には、保険価額が保険金額を超えることになるため、いわゆる一部保険となり、分損が生じたときには、商法第636条により損害の比例てん補しか受けられないという事態が生じることになることから、このような考え方は採用しないこととしたものである。

以上のように、本文 及び は、保険契約の成立時に保険金額が保険価額を超えることを知らなかった保険契約者の保護を図るための特別な規律を設けることを提案するものであるが、このような特別な規律を設ける必要があるかどうかについては、民法の一般法理による場合との関係を整理しつつ、なお検討する必要があると考えられる。

- 2 （問題点）1は、保険者からの保険金額等の減額請求を認めるか、又は保険者に保険契約者に対する催告等を認めるかについて問題提起している。

保険金額が保険価額を超える場合であっても、保険者は保険価額を超えて損害てん補責任を負わないため、保険者からの保険金額等の減額請求を認める必

要はないとも考えられる。他方で、本文により保険料等の減額請求の効果が保険契約の成立時にさかのぼることとした場合には、保険者は、いつ超過部分の保険料の返還を求められるか分からず、不安定な地位に置かれることになるため、保険者にも保険金額等の減額請求を認めることや、保険者は、保険契約者に対し、相当な期間内に保険料等の減額請求権を行使するか否かを確答すべき旨の催告をすることができるものとするなどが考えられる。このような方法を認めることは、保険者のイニシアティブによっても保険金額が保険価額を超える状態が解消され、善意の保険契約者が無駄な保険料を支払い続けるという事態の早期の解消が図られ得るという点において、保険契約者の保護に資する側面もあると考えられる。

- 3 本文は、単一の保険契約における保険金額が保険価額を超える場合に関する規律であり、いわゆる重複保険における契約の効力及び保険者の責任については、別途検討することとする。
- 4 (注2)では、本文の規律を強行規定とすることを提案している。これを強行規定とする場合、保険契約者による保険料等の減額請求権の行使を制限すること(例えば、保険料等の減額請求を一切認めないものとすることや、その要件を加重すること)、保険料等の減額請求権の効力を制限すること(例えば、保険料等の減額の効力を将来効とすること)は許容されないことになる。

(損害保険契約の効力・変動関係後注)

- 1 保険料の支払時期及び支払場所に関する特別な規定は、設けないものとする(民法第412条及び第484条並びに商法第516条参照)。 【各契約共通事項】
- 2 保険の目的物の譲渡に関する現行商法第650条は、削除するものとする。これにより、被保険者が保険の目的物を譲渡したことによって当該保険契約の被保険利益を失った場合には、特約がない限り、当該保険契約は失効することになると考えられる。